



2026年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社インターメスティック  
代 表 者 名 代表取締役社長 上野 博史  
(コード番号：262A 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 CFO 管理本部長 里見 亮陸  
(TEL. 03-5468-8650)

## 監査等委員会設置会社への移行及び 定款の一部変更並びに取締役候補者に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の第33期定時株主総会における承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行すること、および同移行に伴う定款の一部変更ならびに取締役候補者の選任議案を株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に的確に応える体制の構築を目指してまいります。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行時期

2026年3月26日開催予定の第33期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年3月26日（予定）

3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職名	現役職名
上野 博史	代表取締役社長	同左
上野 照博	取締役会長	同左
長谷川 仁	社外取締役	同左

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は長谷川仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。長谷川氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
遠藤 和宏	社外取締役 監査等委員	社外取締役
阿部 絵美麻	社外取締役 監査等委員	社外監査役
栗原 章	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、遠藤和宏氏、阿部絵美麻氏及び栗原章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
長谷川 仁	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は長谷川仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。長谷川氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

(4) 異動予定日

2026年3月26日

以上

## (別紙)定款変更案

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査等委員会 (削除) ③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> 10名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(役付取締役) 第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(役付取締役) 第22条 取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第23条～第24条 (条文省略)	第22条～第24条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	(取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会
(員数) 第30条 当会社の監査役は4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠 監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 3. <u>補欠で就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超え</u> ることができない。	(削 除)
(常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は、<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開くことができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、<u>この期間</u>を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及び結果その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 当社の<u>監査役会</u>に関するその他の事項は、<u>監査役会</u>で定める「<u>監査役会規則</u>」による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>に関するその他の事項は、<u>法令又は定款</u>に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める「<u>監査等委員会規則</u>」による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会</u>の決議によって、同法第423条第1項の<u>監査役</u>（<u>監査役</u>であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削 除)
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>第40条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の<u>監査役</u>（<u>監査役</u>であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会</u>の決議によって免除することができる。</p>